（登録記録の変更等）

第二十五条の二十二　法第二十七条の二十八の規定による登録記録の変更に係る登録人に対する通知は、第二十五条の二十一の二の規定を準用する。

2　総合通信局長は、法第二十七条の二十八の規定による場合のほか、職権により登録記録の変更を行うことがある。この場合において、総合通信局長は、当該登録記録に係る登録人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

［削る］

（拒否の通知）

第二十六条の二　法第百条第一項の許可の申請を審査した結果により、許可を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、高周波利用設備の許可に係るその他の申請の場合に準用する。

（許可記録）

第二十六条の三　許可記録（法第百条第五項において準用する法第十四条第一項の規定により作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記録する。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　設置者（法第百条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

三　設備の種別

四　設置の目的

五　設備の設置場所

六　高周波電流を通ずる線路の種別及び区間

（許可記録の作成の通知）

第二十六条の四　許可記録の作成に係る設置者に対する通知は、当該許可に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては許可事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二　登録人は、法第二十七条の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5　第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

（登録状の再交付）

第二十五条の二十二の二　登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　再交付を求める理由

［新設］

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

［新設］

3　第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

［新設］